

平成30年度 第1回習志野市都市計画審議会 会議録

1. 会議名

平成30年度第1回習志野市都市計画審議会

2. 開催日時

平成30年6月27日(水) 10:15～11:25

3. 開催場所

習志野市役所 5階 会議室3

4. 出席者氏名

委員 芦澤委員、飯生(良)委員、宍倉委員、柴田委員、瀬戸川委員、
廣田委員、荒原委員、飯生(喜)委員、関根委員、布施委員、
安部委員、疋田委員

5. 議題

- ①会議の公開について
- ②会長の選出
- ③副会長の選出
- ④会議録の作成等
- ⑤会議録署名委員の指名

6. 審議事項

- ①習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の選出について

7. 報告事項

- ①生産緑地地区の変更について

8. 会議録(要約)

東條部長：

只今より、平成30年度第1回都市計画審議会を開催します。

本来であれば、会長に進行していただくところですが、会長の就任前ですので、事務局で進行させていただいてよろしいでしょうか。

≪「異議なし」の声あり≫

東條部長：

本日の出席委員は、12名ですので会議は成立しています。

それでは、日程第1「会議の公開」についてお諮りします。

本審議会は原則公開で、本日は特に非公開とする要素はありませんので、公開としてよろしいでしょうか。

≪「異議なし」の声あり≫

東條部長：

会議は公開とします。

今後の取り扱いについて提案します。

本審議会は、原則公開です。これまで非公開とした場面はありませんでした。このことから、会議のたびに毎回お諮りするのではなく、本審議会は公開とさせていただきたいと考えています。

なお、審議事項の内容によって、公開・非公開の判断が必要となった際には、その場で改めて審議させていただきたいと思います。

今後、このような取り扱いとさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

≪「異議なし」の声あり≫

東條部長：

次回よりそのように取り扱いたします。また、傍聴者につきましては、定員に達するまでの間、随時、傍聴希望者の入室がございますので、御承知おきください。

続きまして、日程第2「会長の選出」についてに入ります。

本審議会は、審議会名簿のとおり、学識経験者8名、市議会議員5名、公募市民2名の計15名で構成されています。

会長につきましては、習志野市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、「第2条第1項第1号に掲げるものにつき任命された委員のうちから委員の選挙により定める」と規定されています。

お諮りします。選挙はどのような形がよろしいでしょうか。

安部委員：

従来通り指名推薦方式で良いのではないのでしょうか。

東條部長：

指名推薦方式との意見がありました。指名推薦方式としてよろしいでしょうか。

《「異議なし」の声あり》

東條部長：

指名推薦方式で会長職を選出します。どなたかを推薦いただきたいと思います。

安部委員：

日本大学生産工学部の廣田直行委員を推薦します。

東條部長：

他に御意見はございますか。無いようであれば、お諮りします。

ただいま、廣田委員が適任との御意見がありました。廣田委員を会長としてよろしいでしょうか。

《「異議なし」の声あり》

東條部長：

異議なしと認めます。よって会長は廣田委員に決しました。

《廣田会長 会長席へ移動》

東條部長：

ここからの進行は会長にお願いします。

廣田会長：

それでは、会議次第に沿って進めたいと思います。

日程第3「副会長の選出」について、副会長の指名に入ります。

習志野市都市計画審議会条例第4条第2項に、審議会に副会長を置き、会長が指名するとされていますので、私から指名します。

副会長は、布施委員にお願いしたいと思います。

《布施副会長 副会長席へ移動》

廣田会長：

次に、日程第4「会議録の作成等」についてお諮りします。

会議録については、これまでどおり、署名をいただく会議録については、全文記録、

いわゆる逐語式で作成するものとして、情報公開コーナー及び市のホームページ等で公開する会議録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載したうえで、非公開と決した審議事項を除く記録について、公開したいと考えます。

これに御異議ありませんか。

《「異議なし」の声あり》

廣田会長：

異議がないので、そのように取り扱うことに決しました。

続きまして、日程第5「会議録署名委員の指名」についてお諮りします。

名簿順で、芦澤委員と飯生良委員を指名したいと思いますが、異議ございますか。

《「異議なし」の声あり》

廣田会長：

異議なしということで、芦澤委員と飯生良委員を指名します。

ここで、本日は平成30年度第1回目の都市計画審議会の開催ということで、市長から挨拶したい旨の願いがありましたので、これを許します。

《宮本市長より挨拶》

廣田会長：

宮本市長、ありがとうございます。なお、市長はこの後、所用がありますので退席されます。

《宮本市長 退席》

廣田会長：

続きまして、日程第6「審議事項」に入ります。

審議事項(1)「習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の選出について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局：

審議事項(1)「習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の選出について」
(事務局より資料に基づいて説明)

廣田会長：

習志野市農業振興地域整備促進協議会 設置要綱の第3条第1項第4号に基づき、本審議会から1名推薦するということです。

事務局提案にありましてとおり、宍倉委員が適任と考えますが、採決して良いでし

ようか。

《「異議なし」の声あり》

廣田会長：

習志野市農業振興地域整備促進協議会委員は、宍倉委員とすることでよろしいでしょうか。

《「異議なし」の声あり》

廣田会長：

異議はないようですので、本件は宍倉委員を指名することと決しました。

以上で、審議事項(1)「習志野市農業振興地域整備促進協議会委員の選出」を終了します。

続きまして、日程第7「報告事項」に移ります。

報告事項(1)「生産緑地地区の変更」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：

報告事項(1)「生産緑地地区の変更」

(事務局より資料に基づいて説明)

廣田会長：

質問等をお願いします。

荒原委員：

制度の周知はどのように進めていくのかということを伺います。

事務局：

制度の周知としては、ホームページでの周知、広報紙での周知、営農者を対象に、JAさんの協力もいただいて、説明の場を設けていただき、生産緑地、特別生産緑地制度について周知を図っていきたいと考えています。

荒原委員：

各地域ごとに行うなど、そういう計画はあるのですか。

事務局：

JAさんの各支部単位の会議の場で説明をさせていただき、広く周知していきたいと考えています。

廣田会長：

その他ございますか。

疋田委員：

64号藤崎第5生産緑地の一部廃止の残る部分は、別の土地所有者ということでし
ょうか。

事務局：

その通りです。

疋田委員：

今後、特別生産緑地地区の指定をされれば良いのですが、そうでないと宅地並課
税がかかってくる。宅地並課税が適用されるということになりますと、一斉に宅地化あ
るいは駐車場利用の土地利用になる可能性がありますので、指定意向調査をしなが
ら、生産緑地地区のあるべき姿や望ましい土地利用の誘導、そういうマスタープラン
的なものを、内部検討ということで用意されていた方が良いのかなと思います。

廣田会長：

貴重なご意見等賜りました。事務局は参考にさせていただければと思います。

その他ございますか。次回の審議会に付議される案件となりますのでよろしくお願
いします。

以上で、報告事項(1)「生産緑地地区の変更について」を終了します。

続きまして、日程第8「その他」に入ります。何かございますか。

事務局：

「その他」

(事務局より資料に基づいて次回の審議会開催日程について説明)

廣田会長：

ただいまの事務局の説明につきまして、何か御意見等ございますか。

無いようですので、以上で「その他」を終了いたします。

本日の日程は以上となります。

これもちまして、平成30年度第1回習志野市都市計画審議会の会議すべてを閉
じます。

9. 所管課名

都市環境部 都市計画課

電話番号 047-451-1151(内線)271